



公開 令和 6 年 2 月 5 日

部署名 総務部人事課

氏名 阪上 正順

TEL 072-452-1002

E-mail jinji@town.kumatori.lg.jp

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1-1-1

TEL : 072-452-9019

FAX : 072-452-7103

E-mail : kouhou-kouchou@town.kumatori.lg.jp

職員の懲戒処分について

令和6年2月5日付で、職員の懲戒処分を行いました。

処分に至った事実の概要

被処分者は、令和6年1月21日執行の熊取町長選挙に関連して、立候補予定者に対する非難や誹謗中傷とも受け取れる内容のコメントをフェイスブックに投稿した結果、町政に対する信頼を著しく損ねたものです。

被処分者

所属：総合政策部 職階：副主査 性別：男性 年齢：61歳

処分を実施した日

令和6年2月5日

処分の種類・程度

減給10分の1（1ヶ月間）

（地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するものとして、同法第29条第1項第1号に基づき懲戒処分を行いました。）

事実の経緯

令和5年12月28日、本町住民から被処分者が所属する課に、被処分者が町長選挙立候補予定者に対する悪口をフェイスブックに投稿しているとの苦情電話が入り、同課職員が被処分者に事実確認を行ったところ、そのような主旨の投稿を2回行ったことを認めたものです。

その後、被処分者は、投稿内容が不適切であったことを認め、これ以上拡散することがないよう、即時に自ら投稿を削除したものです。

町長のコメント

このたびのことは、極めて遺憾であり、町民の皆さまからの信用を著しく損なうこととなりましたことを心より深くお詫び申し上げます。

今後、このような事態が発生することがないよう、より一層職員の服務規律の確保、綱紀粛正の徹底を図り、町民の皆さまの信頼を回復できるよう取り組んでまいります。